

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十四号

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年広島県規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の第三号の二を次のように改める。

三の二 特例条例第二条の表の第二十号の二(48)に規定する廃棄物の処理及び清掃に関する法律の施行に係る事務のうち、規則に基づく事務であつて別に規則で定めるもの	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成四年広島県規則第五十五号。以下この号において「規則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 規則第二条第二十四項の規定による一般廃棄物処理施設の許可証の書換え交付及び再交付 (2) 規則第二条第二十七項の規定による一般廃棄物熱回収施設設置者認定証の書換え交付及び再交付 (3) 規則第三条の規定により返納された一般廃棄物処理施設設置（変更）許可証の受領 (4) 規則第二条の二の規定により返納された一般廃棄物熱回収施設設置者認定証の受領
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。